

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【茅野市】

(令和5年8月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)	○		都市計画課住宅係	0266-72-2101 (内線537)	市営住宅への同居に関し、親族と同等の扱いとなります。
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み	○		幼児教育課幼児教育係 こども課	0266-72-2101 (内線623) 0266-72-2101 (内線613、618)	
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)	○		税務課資産税係	0266-72-2101 (内線178)	
保育所・学童保育所への送迎		○	幼児教育課幼児教育係 こども課	0266-72-2101 (内線623) 0266-72-2101 (内線613、618)	
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課諸税係	0266-72-2101 (内線180)	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たす必要があります。
要介護認定の代理申請		○	高齢者・保険課介護保険係	0266-72-2101 (内線336)	
生活保護制度の申請		○	地域福祉課生活福祉係	0266-72-2101 (内線317、318)	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たす必要があります。
DV相談窓口の利用		○	市民課市民係 こども課こども・家庭相談係	0266-72-2101 (内線256) 0266-72-2101 (内線619)	生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けた場合に利用できます。
職員の福利厚生等	○		総務課職員係	0266-72-2101 (内線134)	互助給付については、茅野市職員互助会の取り扱いとなり、問合せ先が異なります (令和5年度は企画課)。